

## I. 冷凍食品認定制度全般

（問1） 冷凍食品認定制度とは何ですか。

（答1） 昭和45年（協会設立7ヶ月後）に、日本初となる凍食品検査制度の運用を開始しました。これは、「冷凍食品検査要領及び冷凍食品製造工場認定要領」、「冷凍食品の品質・衛生についての自主的指導基準」からなり、この基準に適合した工場を「冷凍食品確認工場」として認定し、認定証を発行、同工場生産品に認定証マーク（以下、認定証票という。）を貼付できるという制度です。

昭和60年に、3年毎に資格更新制度の導入、平成3年には、海外工場の認定開始と都度改定を行ってきました。

平成21年に、社会の要求水準の高度化に対応するため「冷凍食品認定制度」（以下、認定制度という。）として抜本的に改め、第三者認証の仕組みを取り入れ、基準に基づいて工場認定を行い、認定の可否及び有効期間を定める仕組みとしました。基準は、従来の施設・設備を主体としたハード面の基準に加え、HACCPやISOの考え方を取り入れた品質・衛生管理体制の確立、コンプライアンス等のソフト面を強化し、高度化した「冷凍食品製造工場認定基準」（以下、認定基準という。）に改定し、一般に公表しました。

平成28年4月に、食品の安全体制の一層の強化と国際標準との適合を目的に、食品防御やHACCPの完全適用等を追加し、一層高度化した基準に改定し、公表しました。なお、この基準は、平成29年度より施行します。

（問2） 認定制度には、どのような規定がありますか。

（答2） 認定制度には、制度全体の仕組みを定めた「冷凍食品認定要綱」（以下、認定要綱という。）、工場認定のための決まりや手続き等を定めた「冷凍食品製造工場認定要領」（以下、認定要領という。）からなります。

そのうえで、認定工場が守るべき基準として「認定基準」があります。

また、認定要領には規定されていない具体的な運用に際しての細則を「冷凍食品の認定制度規定の運用」（以下、運用規定という）に定めています。

その他、個別基準・手順としては、「冷凍食品の品質基準」、「冷凍食品の表示基準及び表示様式」、「冷凍食品の衛生基準及び試験方法」などがあります。協会のホームページ（以下、協会HPという。）冷凍食品の認定制度⇒基準をご覧ください。<http://www.reishokukyo.or.jp/certification/standard/>

（問3） 認定制度に関する問い合わせ先を教えてください。

（答3） 内容に応じて以下にお問い合わせください。

①制度に関する事は、協会の品質・技術部。（以降、事務局という。）

事務局連絡先： ☎03-3541-3003

②検査に関する事は、認定工場の所在する地域を管轄する一般財団法人日本冷凍食品検査協会（以下、検査協会という。）の検査所。

日冷検ホームページ：<http://www.jffic.or.jp/corporation/office>

(問4) 認定制度と検査協会との関係を教えてください。

(答4) 協会では、認定制度に係る実務を検査協会に委託しています。

実務とは、実際の工場の窓口となり認定審査に係わる「現地調査」、認定後の「格付け検査」や「工場指導」、及び格付け検査手数料の徴収などです。

## II. 認定を取得するまで

(問5) 工場認定の流れを教えてください。

(答5) 以下の流れになります。

- ①協会会員の製造工場が認定工場の対象となります。非会員の場合は、入会の手続きが必要です。
- ②工場の認定を希望する会員は、認定申請に必要な書類を事務局に提出してください。必要な書類の様式は、協会HPに掲載されています。また、認定要綱、認定要領、認定基準は申請の際には、読み込んでおく必要があります。
- ③事務局で申請書類の確認・審査の後、検査協会が現地調査を行います。
- ④検査協会は、調査結果を「冷凍食品製造工場認定調査報告書」として、事務局へ報告します。
- ⑤その結果を基に、冷凍食品製造工場認定委員会（以下、認定委員会という。）が審査を行い、工場が認定基準に適合するか否か、適合の場合はその有効期間を査定します。
- ⑥審査結果が申請工場へ通知され、適合の場合は認定工場となり、認定証票の使用が許可されます。

※認定申請の手続き方法は、協会HP「冷凍食品認定制度」⇒「制度解説」の4.「認定の流れ」をご覧ください。

<http://www.reishokukyo.or.jp/certification/instruction/>

(問6) 工場が認定となるまでの期間を教えてください。

(答6) 認定工場となるためには、(問5)の手続きを経る必要があることから、最短で2ヶ月、通常ですと4ヶ月程度となります。お急ぎの場合は、早めに事務局までご相談ください。

(問7) 工場認定になるための審査費用を教えてください。

(答7) 工場を認定するための審査料は、1工場当たり¥80,000で、検査協会の調査員が工場へ出向くための旅費等の実費が別途必要になります。  
詳細は、「認定要領」第34条の(審査料等と徴収)をご覧ください。

(問8) 工場が認定された後の検査や指導は、どうなりますか。

(答8) (問4)にあるように、格付け検査、工場指導などを受けていただきます。  
なお、認定有効期間が3年及び2年に短縮された認定工場の場合、工場指導を定められた回数受ける事が義務となっています。

(問 9) 協会の会員であれば、認定申請することができますか。

(答 9) 以下の通りです。

- ①協会の会員であっても、実際に冷凍食品を製造している工場でなければ申請できません。
- ②認定申請には、認定証票を貼付して販売する冷凍食品、いわゆる格付製品の重量が年間 60 トン以上の見込みであることが求められています。  
複数品目の認定を受ける場合は、各々の品目の製品重量が 0 トンではなく、かつその合計が 60 トン以上であれば申請できます。
- ③工場の認定には、3 つの基本要件を満たしていなければいけません。「認定基準」の P21 に「認定の基本要件」がありますのでご覧ください。また、「認定基準に関する Q&A (平成 29 年度改定版)」も合わせてご覧ください。

(注意)

- ・冷凍食品のリパックをしている工場を認定することもできますが、制約がありますので、詳細については事務局へお問合せ下さい。
- ・海外工場を認定する場合は、「認定要領」第 4 章「海外冷凍食品製造工場の認定手続」をご覧ください。

(問 10) 認定申請にはどのような書類が必要ですか。

(答 10) 協会HPの冷凍食品の認定制度⇒申請方法をご覧ください、様式 1.1～1.9 を用い、必ず様式の記入例を参考にして、注意事項をよく読んでご記載ください。<http://www.reishokukyo.or.jp/certification/application/>

(問 8) 答 3.にあるように、凍結要件を満たしていることの証明が、製造日報より明らかとならない場合、製品凍結時の製品の中心温度を測定した凍結温度曲線等の資料やデータが必要となります。

「認定基準」の参考資料 2) 「最大氷結晶生成温度帯に関する資料」をご覧ください。

(問 11) 冷凍食品の種類(認定の品目)とは何ですか。

(答 11) 冷凍食品は範囲が広いことから、認定制度では 5 つに分類しています。

なお、1 工場で複数品目の認定を取得することも可能です。

- ①水産物を冷凍した「水産冷凍食品」
- ②農産物を冷凍した「農産冷凍食品」
- ③畜産物を冷凍した「畜産冷凍食品」
- ④主にパンや菓子類等を冷凍した「その他の冷凍食品」
- ⑤その他の冷凍食品以外の「調理冷凍食品」

(問 12) 書類審査は、どのように行われるのですか。

(答 12) 事務局が提出された申請書類が認定制度に適合する内容か審査を行います。  
記入漏れ、内容に不備、添付資料が不足の場合は、修正後再提出が必要です。

(問 13) 書類審査の後に現地調査を行うとあるが、何を行うのか。

(答 13) 現地調査は、検査協会の調査員が、申請書類及び工場が「認定基準」に適合しているかを、公表している「認定チェックシート」に基づき評価を実施します。なお、工場内の施設及び付帯施設、工場独自の規定文書、各管理記録などを確認するため、2日間かけて実施します。

「認定要領」第18条、「運用規定」I.4.(3)認定調査の実施をご覧ください。

(問 14) 現地調査時、工場側は誰が対応すればよいですか。

(答 14) 原則、品質管理責任者です。やむを得ない事情がある場合は、その上位者が立ち会ってください。

初回会議、最終会議には、社長や工場長等の経営者に同席をお願いしています。ここで言う経営者とは、品質方針の決定や経営資源の投入に関与できるその工場の実質的な責任者のことです。

また、経営者インタビューでは、会社理念や運営方針等を確認しますので、必ず経営者にご参加いただきます。

(問 15) 認定委員会では、どのように認定審査が行われるのですか。

(答 15) 認定委員会では、認定基準Ⅰ、Ⅱ及びⅢの評価点及び製品の品質・衛生結果に基づき認定の可否、有効期間などを審議・決定します。

但し、現地調査で「認定の基本要件」の不備等が判明した場合は、事務局より別途追加の報告書やデータ等を求める事があります。これらを総合し審議・決定されます。

(問 16) 認定された場合、認定日はいつですか。また認定証明書は頂けるのですか。

(答 16) 認定委員会において、申請工場が審査を受け認定された日が認定日となります。なお認定された工場には、認定日の1~2週間後に以下の文書が届きます。

- ①「冷凍食品製造工場の認定について（通知）」
- ②「認定工場証」
- ③「認定証マーク清刷（印刷原版）」
- ④「定期検査実施のお知らせ」
- ⑤「認定工場リスト公開について」
- ⑦「工場指導実施のお知らせ」・・・有効期間が2年または3年の工場の場合。
- ⑧「冷凍食品製造工場の認定に際しての留意事項」・・・大項目の点数が一定以上低い工場の場合のみ。

(問 17) 「認定証マーク清刷（印刷原版）」が送られてきましたが、認定証マークの電子データはもらえないのでしょうか。

(答 17) 認定証マークは商標登録（登録番号第2232465号）されており、協会としては重要なものとして位置付けています。そのため、電子データとして自由にコピーや転送できるものではなく、あくまで印刷原版としてお渡ししています。電子データが必要な場合はこれを基に作成して下さい。

「認定証マーク清刷（印刷原版）」は、認定の取下げ、又は退会した場合は、「認定工場証」と共に当該清刷も協会に返却していただきますので、無くさないよう管理してください。

(問 18) 認定結果に対し異議申立をしたいのですが、どうすればよいですか。

(答 18) 認定要領 第 19 条（結果の通知、異議申立）2 項をご覧ください。

手続き方法については、専用の様式はありませんが、異議の内容とその理由について具体的に記載した文書を事務局宛に申立を行ってください。

(問 19) 「冷凍食品製造工場認定申請に基づく審査の結果について」という文書で認定することができませんでした、という通知を受けました。再度、審査を受けたのですが、どうすればよいですか。

(答 19) 新規認定の場合は、再度認定の申請を行っていただくことになります。

(注意)

認定できなかった状況によって異なりますが、改善が不十分なままで、再度現地調査を受けても不適合となる可能性が高いため、検査協会が実施した現地調査の「冷凍食品製造工場認定調査報告書」をよく読み、現地での確認内容、最終会議での報告内容をよく理解し、工場における不適合内容を十分に改善してから再度申請してください。なお、この場合の審査費用は、再度徴収いたします。

### Ⅲ. 認定後

(問 20) 認定を継続したい場合は、どうしたらよいですか。

(答 20) 認定工場として継続したい場合は、更新の手続きが必要です。

「認定要領」第 5 章「認定工場の更新手続」、及び「運用規定」の I.5. 更新審査実施細則をご覧ください。

(問 21) 更新手続きの申請方法は、新規認定申請と同様ですか。

(答 21) 更新の場合は、新規認定申請とは異なり、様式 8、9 を提出してください。

但し、前回の認定日より数年経過しているため、新たに様式 1.4 の「5. 組織図及び区分ごとの人員」と、様式 1.5 の「6. 工場立地図及び機械配置図等」を提出いただきます。詳細は、「認定要領」第 24 条をご覧ください。

(問 22) 認定更新の申請を行いましたが、その後の認定までの流れを教えてください。

(答 22) 更新認定も新規認定の場合と同じです、(問 15) をご覧ください。

但し、製品の品質検査、衛生検査は、実施いたしません。

(問 23) 認定更新で、不合格通知をもらいました、再度申請できますか。

(答 23) 認定工場が更新審査で不合格となった場合、以下の条件を満たせば、1 回に限り再度認定審査（以下、再審査という。）を行う事ができます。

①有効期間内であること。

②認定不適合通知受け取り後、15 日以内に異議申立を行っていないこと。

但し、この場合も審査料が必要です。(問6) 参照

また再審査により認定更新が認められた場合は、評価点に依らず有効期間は2年となりますので、ご注意ください。

次に、再審査が有効期間満了日以降となる場合は、新規認定審査と同じ扱いとなり、一旦有効期間が満了となりますので、工場の認定が取り消されます。

#### <変更届>

工場において、現在協会に届けている事項に何らかの変更がある場合、内容によって届出る様式が異なり、以下の通りです。

- ①様式5 : 認定品目の追加に関する審査依頼
- ②様式5.2 : 範囲の変更若しくは拡大に関する審査依頼
- ③様式7 : 冷凍食品製造工場認定申請記載事項の変更届
- ④様式11 : 冷凍食品製造工場認定取下げ届
- ⑤様式11.2 : 認定品目の取下げ届

工場内施設(機械を含む)を変更する場合は、検査協会による変更審査(現地調査)が必要となる場合がありますので、変更の計画段階で、早めに事務局へご相談ください。なお、書類提出の際には、協会HPの冷凍食品認定制度⇒申請方法の中の2.「申請書を記入、提出に当たっての注意事項」をよくお読みください。

また、変更審査の内容については、「運用規定」I.6.(1)①をご覧ください。

(問24) 前回「水産冷凍食品」の品目で認定を受けました、追加で「調理冷凍食品」も認定を受けたいと思いますが、どうしたらよいですか。

(答24) この場合、「認定品目の追加」となりますので、様式5を提出してください。事務局で書類審査後、検査協会による変更審査を行います。

(注意)

申請の際、変更箇所がわかるような図面(新・旧)、必要に応じて各種規定、記録類も提出していただく場合があります。

また、追加したい品目が従来提出された営業許可証の範疇でない場合は、当該品目に関する営業許可証等の提出が必要です。

(問25) 敷地内に新たな工場棟を建て、①これまでと同じ生産品目について認定マークを貼付して販売したいのですが、どうしたらよいのですか。

また、②生産品目が異なる場合は、どうしたらよいのですか。

(答25) 以下の通りです。

- ①「認定範囲の変更・拡大」となりますので、様式5.2を提出してください。
- ②「認定範囲の変更・拡大」に加え、「認定品目の追加」となりますので、様式5.2に加え、様式5が必要です。

何れの場合も、書類審査後、検査協会による現地調査を行います。②の場合は、認定時の現地調査と同様な内容を確認します。

(問26) コロッケの生産数量を多くするため、既存ラインの横に、新たにラインを

追加（増設）したい場合は、どうしたらよいですか。

(答 26) 「認定範囲の変更・拡大」となりますので、様式 5.2 を提出してください。  
書類審査後、検査協会による変更審査を行います。

(問 27) 製造能力向上のためにラインの変更をしました。様式 5.2 の審査依頼が必要ですか。

(答 27) 機械類や保管庫の更新（換装）、であれば、「記載事項の変更」となりますので、様式 7 を提出してください。

(問 28) 人事異動があり、①工場長と②品質管理責任者が交代することになりました。どのように手続きをすればよいのですか。

(答 28) 以下の通りです。

①工場長が交代する場合は、「記載事項の変更」となりますので、様式 7 を提出してください。

②品質管理責任者が交代する場合は、様式 3 と様式 1.3 を提出してください。

(問 29) 自社都合により認定を取下げの場合、どうしたらよいのですか。

(答 29) 「品目の取下げ」となりますので、以下のような手続きが必要です。

①認定工場が冷凍食品の製造事業を廃止する等で認定を取下げの場合は、様式 11 を提出してください。

②同時に協会会員を退会する場合は、自動的に取下げの扱いとなりますので、様式 11 は不要です。

この場合、会員の認定工場全てが取下げ扱いとなりますので、ご注意ください。なお退会手続きについては、協会の総務企画部までご連絡下さい。

③会員の認定工場の内、一部の工場のみ認定を取下げたい場合は、①と同様です。

(問 30) 調理冷凍食品とその他の冷凍食品で認定をとっていますが、その他の冷凍食品に分類されている製品の製造が無くなりました。調理冷凍食品のみ認定を続けたいのですが、どうすればよいのですか。

(答 30) 「認定品目の認定取下げ」となりますので、様式 11.2 を提出してください。

(問 31) 認定工場が自然災害により稼働ができなくなりました。この場合どのような手続きが必要ですか。

(答 31) 被害の状況にもよりますが、まずはその状況を事務局へご連絡ください。

①比較的早期に稼働が見込める場合は、特段の手続きは必要ありません。

②長期間稼働できない場合、「認定要領」 第 8 条（認定の一時停止）

(2) (5) により「認定の一時停止」をすることができます。

様式 11.3 に一時停止期間、理由等を記入のうえ提出してください。

③また、稼働を再開する場合は、「一時停止の解除」が必要となります。

要領第 9 条（認定の一時停止の解除）にある様式 1.11 を提出してください。

(問 32) 認定工場証を失くしてしまっただけですが、どうすればよいですか。

(答 32) 様式 12 及び、様式 13、各 1 部を事務局へ提出していただければ、工場認定証を再発行します。

(問 33) 認定証マークの清刷を失くしてしまっただけですが、どうすればよいですか。

(答 33) 認定証マークの清刷については、認定工場証のように紛失届や再交付願の様式がありませんので、まず事務局にご連絡ください。

#### IV. 格付検査等

(問 34) 認定の通知と一緒に「冷凍食品認定制度に基づく認定工場の定期検査実施のお知らせ」という文書が入っていましたが、定期検査とは何を指すのですか。

(答 34) 「定期検査」は、継続的に認定工場の管理状況を監査するものです。

検査協会の調査員 1 人が 1 日を基本として行います。なお、場合によっては、(問 24～27)にある変更届等の内容を確認することがあります。

※「定期検査」を受けることは工場の責務であり、正当な理由がなく拒否することはできません。拒否する場合「認定要領」第 8 条第 2 項に定める立入調査を行うものとし、この立入調査を拒否した場合は、認定を取消す場合があります。

詳しくは「認定要領」第 28 条の (格付け検査) 及び「運用規定」Ⅱ「冷凍食品製造工場の定期検査及び指導の運用について」 をご覧ください。

(問 35) 格付製品の届出、格付数量の届け出はどのようにすればよいのですか。

(答 35) 認定工場となった場合は、毎月、認定マーク付き製品の生産数量を検査協会に所定の様式で報告する義務があります。

届け出方法の詳細については、協会HPにある冷凍食品の認定制度⇒格付検査⇒Ⅱ.「平成 27 年 1 月以降の格付報告方法」に 1. 格付報告書 (Excel) への入力、2. 格付報告書 (Excel) の作成送付と認定証票使用料についてをよく読んでください。<http://www.reishokukyo.or.jp/certification/grading/>

不明な場合は、管轄の検査協会の検査所にお問い合わせください。

(問 36) 年間格付数量が 60 トン以上に達しない見込みですが、どうなりますか。

(答 37) 「認定要領」(別記 2) に記載の通り、60 トン未満の場合は、認定証票使用の基本料金として 26,400 円支払っていただきます。

(注意)

認定証票を貼付して販売したにも係わらず、その分の認定証票使用料を払わない等の不正が発覚した場合は、認定要領第 11 条 (認定の有効期間の短縮、取消し及び取下げ並びに通知) に該当し、有効期間の短縮、または認定の取消しのほか、期間を定め認定を認めないことができます。また、その措置として、不正使用した製品重量に 150 銭 (kg 当り) を乗じた金額を賠償として追徴します。

※不明な点がございましたら、事務局 (☎03-3541-3003)、または最寄りの検査協会の検査所にお問い合わせください。

以上



**【参考】**

(一社) 日本冷凍食品協会

: <http://www.reishokukyo.or.jp/>

「冷凍食品認定制度」

: <http://www.reishokukyo.or.jp/certification/>

「事務局」

: (一社) 日本冷凍食品協会 品質・技術部 (☎03-3541-3003)

(一財) 日本冷凍食品検査協会 (2017. 4. 30 まで)

⇒2017. 5. 1 より名称変更 (一財) 日本食品検査

: <http://www.jffic.or.jp/>

: <http://www.jffic.or.jp/corporation/office>